

学校いじめ防止基本方針

長門市立神田小学校
(令和2年3月改定)
(令和3年3月改訂)
(令和5年3月改訂)
(令和6年3月改訂)
(令和7年3月改訂)

1 基本の方針

学校及び学校の設置者は、連携・協働して、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の早期対応等に当たる。

(1) いじめに対する基本認識

全ての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、いじめの未然防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの未然防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの未然防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携と協働の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

(2) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

このいじめの定義をもとに、本校の全ての教職員が「いじめはどの学級、どの学校でも起こ

り得るものであり、絶対にあってはならない。」という基本認識にたち、日頃から子どもの理解に全教職員が一丸となり、誰もが安心して通学できる明るく楽しい神田小学校であるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

(3) 具体的ないじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めを行う。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

<いじめの段階>

○ レベル1【日常的衝突としてのいじめ】

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突（いわゆる「児童生徒間トラブル」、軽微なものでは、「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかい」など、程度が重くなると「口論」や「けんか」などが挙げられる）の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

※ 「兄弟姉妹間のいじわるやけんか、保護者に叱られた等の家族間で生じたケース」を除く。

※ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要。

○ レベル2【教育課題としてのいじめ】

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

○ レベル3【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第28条)

※ 児童生徒・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（2010－2012）の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

《いじめ防止のための基本姿勢》

- ① いじめを絶対許さない、見過ごさない学校づくりに努める。
- ② 互いに認め合い、主体的に参加・活躍できるような教育活動を推進する。
- ③ 児童にしっかりと寄り添いながら、いじめの早期発見や早期解決に努める。
- ④ いじめの未然防止、解決に向け、専門家や各種団体と連携して取り組みにあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、いじめの早期発見や早期解決に努める。

(5) いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を重視するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動、情報モラルをとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ⑧ わかる授業づくりを進める。すべての児童が参加活躍できる授業や場を工夫する。

(6) いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ① 子どもの声に耳を傾ける。（週末生活アンケート、日記、個別面談 等）
- ② 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
- ③ 教職員間での情報を共有する。（取組評価アンケート、児童理解の会、校内教育支援委員会、いじめの通報、適切な対処等）
- ③ 保護者と情報を共有する。（連絡帳、電話・家庭訪問、アンケート、PTAの会議等）
- ④ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

(7) いじめの早期対応に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき柔軟かつ早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解決、解消をめざす。

また、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげなければならない。

- ① いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡、支援、指導・助言を行う。
- ⑦ 積極的に、市教委、県教委との連携を図り、情報の共有と公開を進める。

(8) いじめの解消について

- 「いじめが解消している」とは次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係わる行為の止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、状況によっては、期間を過ぎても、継続して確認するようにしておく。

- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認すること。

- 「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 本校が実施する基本的内容

(1) 学校における組織的な指導体制の確立

ア 組織的な指導体制の確立

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。

- ① 「校内教育支援委員会（各学期1回）・児童理解の会（毎月）」

月1回全教職員で支援を要する児童や問題行動を有する児童について、現状報告や指導内容についての情報交換を行い、情報共有を図る。

- ② 「校内いじめ対策委員会」

自分の学級の問題か否かにかかわらず、いじめが起きたと分かった場合、またいじめのような行動特徴が見られる場合においても、教頭等に報告するとともに、校長の指示により、いじめ防止に関する措置を効果的に行うために、直ちに全教職員による「校内いじめ対策委員会」を設置する。緊急を要する問題行動が発生したときには、SC、PTA会長、学校運営協議会会長、子ども安全パトロールの代表、主任児童委員、青少年健全育成協議会日置支部長、黄波戸駐在所所長を加えて協議する。

当該委員会は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ未然防止の取組が計画どおり進んでいるかの確認を学校評価の評価項目（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に位置づけ、日常的に評価・検証・改善する。

児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識できる取組を実施する。

イ 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめ問題に特化した校内研修を年に一回以上実施し、少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

ウ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

エ 学校評価と教職員評価（取組評価アンケート）

学校評価の評価項目に位置づける。教職員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等の学校におけるいじめ対策の取組状況を積極的に評価されるよう留意する。

オ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

① 「安全パトロール」

児童との顔合わせの会、安全パトロールの方へのお礼の会、避難訓練行事を開催したとき、管理職等との情報交換会を行う。

② 「学校運営協議会」

学校運営協議会(年間5回程度)を開催したとき、委員との情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

③ 「長門市日置地区民生委員・児童委員協議会」

長門市日置地区民生委員・児童委員協議会委員の学校訪問(年間1回程度)に併せて、管理職等との情報交換会を行う。

(2) 学校における生徒指導体制

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童が本来持っている良さや可能性を引き出すなど、積極的・開発的な生徒指導の推進が求められる。そのためには、いじめの未然防止から対応に至るまで効果的に機能する指導体制（組織）を構築しておく。

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

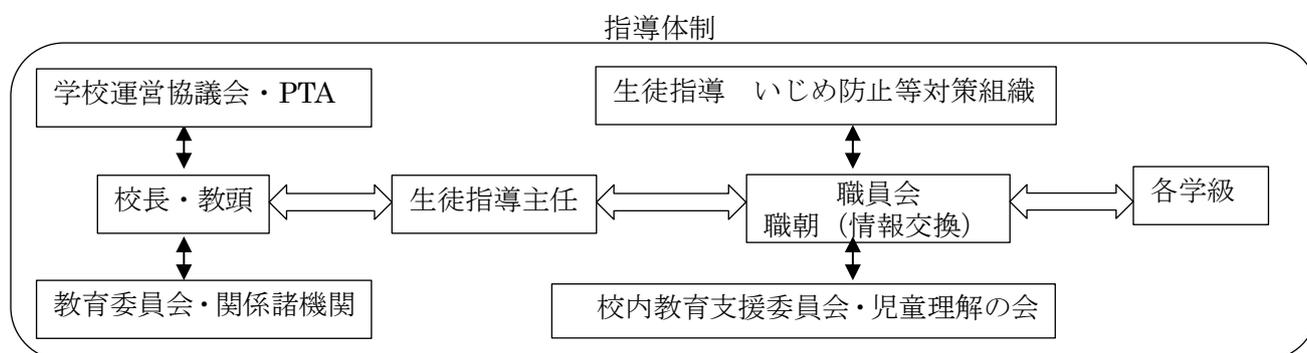
第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、

速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の実関係等その他必要な情報を適切の提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

学級担任だけでなく、生徒指導主任、教務主任、保健主任はもとより、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、学校事務職員など、すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全般の様子をきめ細かく把握することに努める。



(3) いじめの未然防止に向けて

ア 基本的考え方

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

児童に集団の一員としての自覚や自己有用感が育まれることにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが創り出していくものと期待される。

そのためにも、児童が関わる全ての人間関係を見直し、学校経営をはじめ、学級経営、授業経営において、信頼関係を基盤とした教育活動が展開できるよう万全を期しておかなければならない。そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うのかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

イ いじめの未然防止のための措置

- (ア) いじめについての共通理解
- (イ) いじめに向かわない態度・能力の育成
- (ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意
- (エ) 自己有用感や自己肯定感を育む
- (オ) 児童自らがいじめについて学び、いじめ防止に取り組む。

ウ 教育活動におけるいじめの未然防止の内容

教育活動の全ての場面において、子どもたちに個や集団の在り方や豊かに生きるとはどのようなことなのかについて考えさせたい。また、様々な体験活動を通して、子どもたちが魅力を感じ、楽しい学校となるように努力しなければならない。

児童が主体的にいじめについて考え、議論すること等、いじめ防止に資する活動に取り組むとともに、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。また、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

(ア) 教科

- 授業に対する教師の構え
- お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくり

(イ) 道徳

- 人権意識を高め、人権感覚を磨く場として
- 「いじめ」にかかわる資料について

(ウ) 特別活動

- 児童の主体的な取り組みの充実
- 集団活動及び体験活動の推進
- クラブ活動・委員会活動でのよりよい人間関係づくり
- 情報モラル教育の充実

(エ) 教育相談

- 教育相談の姿勢を生かした「温かい学級」づくり
- 教育相談における教師の姿勢
 - ① 相手の話の内容をしっかりと聴く。
 - ② 相手を勇気づける肯定的な対応を心がける。
 - ③ 支持的・受容的な、温かい対応を心がける。
- 定期的な教育相談の実施（各学期1回）

◇ いじめを絶対許さない、見過ごさない学校づくりに努める。

- ① 「あいさつ」や「ありがとう」の推進
 - ・ あいさつやありがとうを笑顔で言い、思いやりや感謝の心を育む。
- ② みずぶさんの詩の朗唱
 - ・ みずぶさんの詩から、互いの違いを理解し認め合う心を育む。
- ③ そうじに本気で取り組む
 - ・ 全員でしっかりとそうじに取り組み、根気よく取り組む強い心を育む。

◇ 互いに認め合い、主体的に参加・活躍できるような教育活動を推進する。

- ① 一人ひとりが活躍できる学習活動（自己有用感を育てる。）
 - ・ 複式学級の特徴を生かした異学年交流の充実

- ・児童が主体的に取り組み、学び合う学習活動の工夫
 - ・見通しを持って学習に取り組むことができる発問や指導法の工夫
 - ・お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくりや学習活動
 - ・授業規律、学習規律、生活規律の一体的な指導の実施
- ② 自己肯定感を育てる道徳教育
- ・教科書等を活用しながら、他者の心の痛みを感じる力と物事のよしあしを正しく判断できる力の育成をめざした実践的な態度を養う道徳教育の推進
 - ・「いじめ問題」に係わる主題を計画的に扱い、人権教育との関わりを意識し、人権感覚を高め、人権感覚を磨く場とする。
- ③ 人とつながる喜びを味わう体験活動
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進
 - ・日置みすゞ学園での連携交流の諸活動を通して、互いのよさを認め合うコミュニケーション能力の育成
 - ・保育園との交流を通して、友だちや園児と分かり合える確かな力の育成と、楽しさやうれしさを実感させる交流活動の工夫
 - ・豊かな心の育成をめざした地域の人とのふれあい活動の推進（ふれあいタイム、地域の方に学ぶ会等）
 - ・異年齢集団活動を重視し、縦の人間関係を意識させた、立場の違う者に対する接し方や健全な人間関係づくり（集団登下校、たてわり班清掃班活動、体育、全校遊び、日置みすゞ学園での交流・学習、小規模校同士のリモート交流・学習 等）

(4) いじめの早期発見に向けて

ア 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識しておかなければならない。たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号をも逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループで行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

イ いじめの早期発見のための措置

学校は週末生活アンケート（週 1）や教育相談（毎学期）の実施、保護者アンケート等により、いじめの実態把握に取り組む。

ウ 教育活動におけるいじめの早期発見の手立て

何よりも大切なことは、日頃から子どもに対して、全教職員がいじめられている子どもを必ず守り通すといった、毅然とした姿勢を示すことである。

単に明るく愉快的な雰囲気だけでなく、子どもとの信頼関係に基づき、正義感、人権の尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせるように指導を徹底する。

(ア) いじめられている子どものサイン

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時から始業時	<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 <input type="checkbox"/> いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。
教科などの時間	<input type="checkbox"/> 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノートに落書きされ、汚されている。 <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 教室には入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。 <input type="checkbox"/> 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> うつむき加減で発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声が上がったりする。 <input type="checkbox"/> 教師が褒めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> グループ（班）学習等で取り残される。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが渡っていない。
休み時間	<input type="checkbox"/> 仲のよかったグループから外され、一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも嫌な役をやらされている。 <input type="checkbox"/> 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。 <input type="checkbox"/> 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 用事が無いのに職員室の近くによく来る。 <input type="checkbox"/> 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
昼食時間	<input type="checkbox"/> 会食するとき、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。 <input type="checkbox"/> よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。 <input type="checkbox"/> 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。
清掃時間	<input type="checkbox"/> いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 一人で掃除や後片付けをしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 清掃活動をじゃまされる。 <input type="checkbox"/> 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校時、いつも友達のを荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 下校時、不安そうな表情が見られる。 <input type="checkbox"/> いつまでも教室に残っていたり、一人で急いで下校しようとしたりする。

その他	<input type="checkbox"/> 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやけがなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みの陰りを感じる表現が見られる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられるなど、他人の言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係、委員、役などに選ばれる。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(イ) ふれあいの時間を増やす工夫

- ・業間体育や昼休みでの全校縄跳びや全校遊びなどを実施し、ふれあいの場や時間を設定する。
- ・行事や集会、地域とのふれあいを通して、人間関係を深める活動を取り入れる。

エ 校内研修におけるいじめの早期発見の手立て

いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制をつくり、組織的・計画的な研修を行う。

オ 教育相談におけるいじめの早期発見の手立て

(ア) 継続観察・継続指導

- 平素から、子どもがどんな些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がける。
- 定期的なアンケートなどによる実態把握や個別の教育相談を実施する。(誰にも相談することができない子どもがいる可能性を踏まえて、週末生活アンケート(週1)を実施する。)

(イ) 信頼感に基づいた活動

- 相談室を設置するなどして、子どもの「心の居場所づくり」に努める。
- 悩みの解消の仕方について、子どもの発達段階に応じた指導を検討し、まとめておく。(グローイングハートプロジェクトの活用)
- 子どもに信頼感・安定感を抱かせるために、全教職員はどんな些細な悩みでも相談に応じるなど親身な対応を行う。

◇ 児童にしっかりと寄り添いながら、いじめの早期発見や早期解決に努める。

- ① 全教職員が児童の様子を見守り、小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身につける。
- ② いじめのような行動特徴が見られる場合には、職員朝会や校内教育支援委員会等の場において情報を共有し、全教職員で当該児童を見守る。
- ③ 気になる児童には、積極的な声かけを行うとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談室」で悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ いじめ問題を発見したときには、校長の指示により全教職員が対応を協議し、的確な役割分担を決め、直ちにいじめ問題の解決にあたる。
- ⑤ できる限り、偽りのない資料や情報を多く収集するとともに、それらの信頼性の吟味を含め事実確認をきちんとする。
- ⑥ いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。
- ⑦ いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑧ 周りではやしたてる児童や見て見ぬふりをする児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑨ 学期に1回、「教育相談週間」を設け、個別の教育相談を行って児童の悩みや人間関係を把握し、いじめのない学校づくりをめざす。
- ⑩ 1週間に1回、「週末生活アンケート」を行い、児童の悩みや小さな変化も見逃さないよう把握に努める。

(5) いじめの早期対応に向けて

ア 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導しなければならない。その際、一方的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮の下でケアや指導を行うことに留意する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる必要がある。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。早い段階から的確に関わりをもつ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切な提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当な期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ いじめられた児童又はその保護者への支援

エ いじめた児童への指導又はその保護者への支援・助言

オ いじめが起きた集団への働きかけ

カ ネット上のいじめへの対応

キ いじめの早期対応に関わる指導の在り方

(ア) いじめられている児童への対応

- いじめられている児童のこれまでの心の痛み、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解する。
- 学校生活のいろいろな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませることがあるので、このような言動は避ける。

(イ) いじめている児童への指導

- いじめは集団で行われることが多く、そのため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。
- 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったのかという背景についても、本人の話に十分に耳を傾け、心情をくみとる。

(ウ) 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- 周りではやし立てる観衆・知らん顔している傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なポイントになる。
- このような心理状態の児童への指導は、いじめられている児童がいじめによってどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じ取らせる。
- いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教師が毅然とした態度で指導し、学級内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教師に言うように働きかけていく。このような中で、いじめを通報してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

(エ) いじめのアフターケア

「いじめがないように注意したから」とか、「お互いに仲直りさせたから」とか、「保護者に来校を求めて指導したから」などで指導が終了と思ってしまうことは、いじめの指導においては問題である。それは、一旦いじめが解決したように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化していじめが継続したりしている場合もあるからである。

そこで、いじめの事後指導は、注意深く継続的に、いじめられた側、いじめた側に関わっていくような教育相談的な対応が不可欠である。

ク いじめの早期対応に係る保護者との連携

(ア) いじめられている児童の保護者への対応

- 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の言い分を十分に聞き入れる。そして、

教師と保護者が児童のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。

- いじめを受けている児童の保護者の苦渋に満ちた心情を理解した対応が不可欠である。
 - いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明をする。
 - いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめられている児童の人権を守り、いじめられている児童に対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
 - 学校が全力で対応していることを伝え、保護者の不満や怒りを解消し、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
 - プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏洩しないよう、しっかりと情報管理する。
 - いじめられた児童が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合には、家庭の様々な状況に特に配慮する。
 - 保護者によっては事態を軽視したり、かえって我が子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することに心がける。
 - いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
 - 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。
- (イ) いじめている児童の保護者への対応
- 時間をかけても正確な事実関係を確認する事を心がけ、憶測は避ける。
 - いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童の成長、人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
 - 成長とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないように留意する。
 - 被害児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく加害の立場は同じである」という理解を得る。
 - なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者とともに考える。
 - 保護者も苦慮しているという認識をもち、児童のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。
- (ウ) いじめ問題についての保護者会での留意点
- 保護者会は事前に準備を十分に行った上で開催する。
 - いじめを面白がって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、加害者と同じ立場であることへの理解を得る。
 - いたずらに不安をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
 - 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
 - 解決のために、学校ですること、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
 - 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者の意見に耳を傾ける。
 - プライバシーの保護には十分留意する。

(6) 家庭や地域との連携・協働について

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執することなく、学校と家庭・地域社会との密接な連携の上に、協働して解決を図る姿勢が重要である。学校は、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、さらに学校を家庭・地域社会に開かれたものにしていくことが必要である。

また、家庭・地域社会から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応を行うことが必要である。

ア 目的

いじめ問題の未然防止と早期発見・対応に向けた家庭、地域の取り組みを支援する。

イ 保護者との連携

(ア) 大人の意識の向上

(イ) 日頃からの信頼関係づくり

ウ 地域社会との連携

学校は、地域社会にも児童の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるために啓発していく必要がある。児童たちに人の痛みが分かる心、正義を愛する心などの思いやりの心を育むための環境は、地域社会の協力なしには考えられないからである。

(ア) 地域の環境づくり

(イ) 子どもの活動への支援

エ 交流の場づくり

地域の方との遊びや清掃といったふれあいタイムや地域の方に学ぶ会等、地域の方とふれあう活動を実施して、地域の人や自然、文化への交流を深める。

オ 具体的な取り組み

(ア) 相談窓口の周知徹底

広報カードやチラシを作成配付し、いつでも悩みを相談できる学校体制を確立し、各学校の相談窓口の周知を図る。

(イ) 情報モラルの啓発

スマホ・インターネット問題講習会を開催し、保護者に向けたスマホ・インターネット問題についての啓発活動ができるようにする。

(ウ) 広報紙やリーフレットによる情報提供

学校だよりやリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の未然防止と早期発見・対応に努める。

(エ) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

市内全ての学校で実施する、児童による自主的ないじめ防止活動について、学校だより等により、保護者、地域の周知を図る。

(オ) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもの見守りを育むため、各学校への支援活動を開発する。

カ 今後の目指すべき重要な取り組み

(ア) 保護者・地域と円滑な連携に向けた支援

○ 地域ぐるみの対策推進の強化

地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場を設ける。

○ 家庭、地域に開かれた環境づくり

各学校において、複数の教職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）及び、心理、福祉等の専門家、PTA、地域の関係団体等の代表者により構成される組織を設ける。

(イ) 保護者・地域の取り組み支援

○ 子育てネットワークづくりの推進

家庭の教育機能の充実を図る方策の推進を図る。

○ ネットいじめの対応強化

情報モラル教育を充実させ、ネット上のいじめ等への対策を図る。

○ 保護者、地域の学校運営への参画

市内全学校におけるコミュニティ・スクールの実施を踏まえ、学校や地域が問題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを構築する。

キ 学校と地域との連携に係わる留意事項

- (ア) 日常からの連携に基づき、いじめの解決のため、地域との積極的な協力を図る。
- (イ) いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後には、情報提供者に必要事項を連絡する。
- (ウ) 情報源については秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取り扱いを依頼する。
- (エ) 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

ク 指導上の配慮が必要な児童への対応

学校として、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえ、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(ア) 発達障害を含む障害のある児童

個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた上で、適切な指導・支援を行う。

(イ) 海外から帰国した児童や外国人の児童

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、外国人児童に対する理解を促進し、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

(ウ) 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童

教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

(エ) 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(以下「被災児童」)

被災児童の受けた心身への多大な影響や、慣れない環境への不安感を教職員が理解し、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(7) 関係機関との連携・協働について

いじめの問題は、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を行うことで、早期解決へと向かわせる必要がある。(市教育委員会、やまぐち総合教育支援センター、主任児童委員、人権擁護委員等)

特に深刻、重大な事案のいじめについては、あくまでも学校の主体性を維持しつつ、地元警察と連携して対応することも必要である。

ア 目的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な早期発見・対応を図る。

イ 具体的な取り組み

(ア) 警察署との連携

○ 生徒指導担当者と少年安全サポーターとの連携

学校の状況に応じた警察 OB の効果的な活用の仕方を検討する。

○ 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携

いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。

○ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有

定期的に会議を開催し、児童の状況と対策について協議を行う。

(イ) 子育て支援課、児童相談所等との連携

○ サポート会議等の開催

児童の状況や対策等について協議を行い、関係機関と連携した支援の充実を図る。

(ウ) いじめ防止活動にかかわる連携

○ 校長会、PTA 連合会、青少年健全育成推進会議、子ども会育成団体連絡協議会、スポーツ少

年団等に対して、いじめ防止活動への理解と協力を依頼する。

ウ 今後の目指すべき重要な取り組み

(ア) 警察署との連携

- いじめを想定した会議の開催及び緊急時の対応の強化

いじめや暴力行為等に関して、関係機関等との円滑な連携や速やかな対応の在り方を検討する。

- 情報モラル講習会の実施

児童に向けて携帯インターネット問題に関する講習会を行う。

(イ) 子育て支援課、児童相談所等との連携強化のための協議

関係機関と連携する際の手順等確立し、定期的な情報交換や共有を図る。

(ウ) 法務局等の人権擁護機関との連携

- 人権擁護委員と連携した啓発活動

法務局の「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」などの窓口を児童・保護者へ周知する。

(8) 重大事態への対応

ア 重大事態の判断及び報告

いじめ重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

イ 重大事態の調査

(ア) 調査主体の決定

調査の主体は学校が主体となつて行う場合と、教育委員会が主体となつて行う場合がある。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童・保護者の訴えなどを踏まえ、適切に決定する。

(イ) 調査の趣旨

調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

(ウ) 調査の組織

学校が主体の場合は、「いじめ対策委員会」を中核として、学識経験者、医師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士等の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。教育委員会が主体の場合は「いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保した上で調査を行う。

(エ) 調査結果の報告及び提供

学校、教育委員会はいじめを受けた児童・保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、学校・教育委員会は、いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

教育委員会は、調査結果について速やかに市長へ報告を行う。

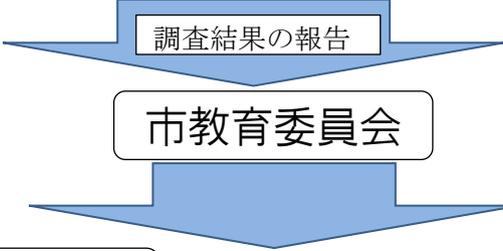
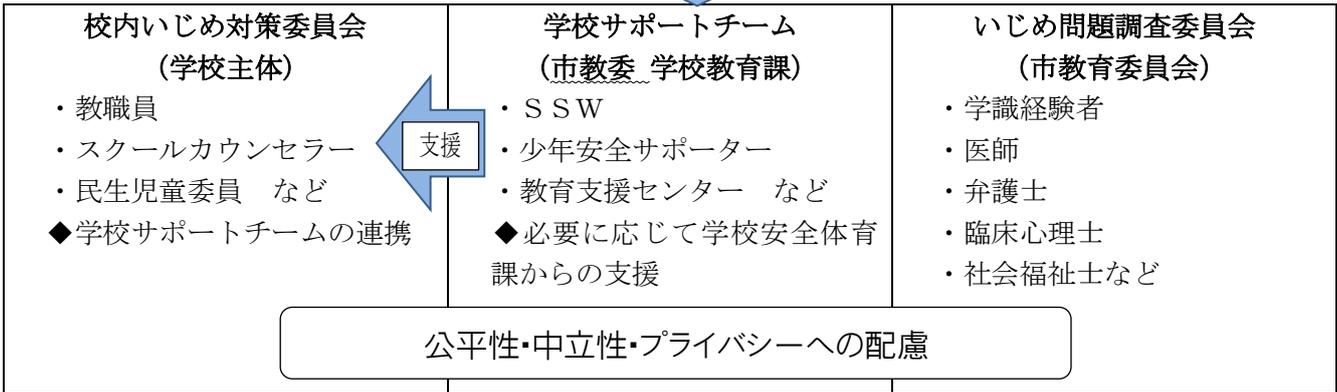
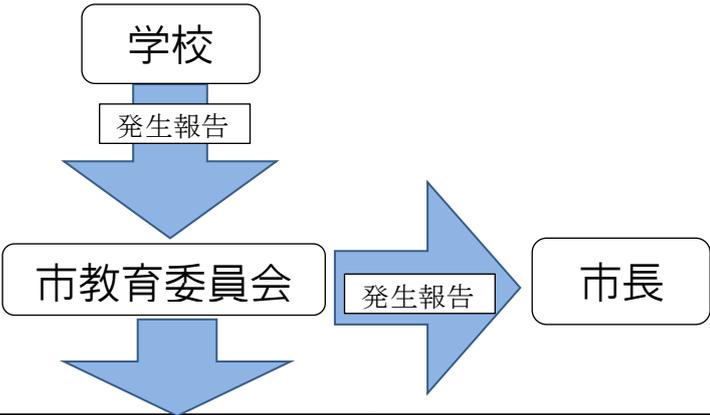
ウ 再調査及び措置等

調査報告を受けた市長は、当該報告に係わる重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、第三者組織を設置し、調査の結果について、調査を行うこととする。

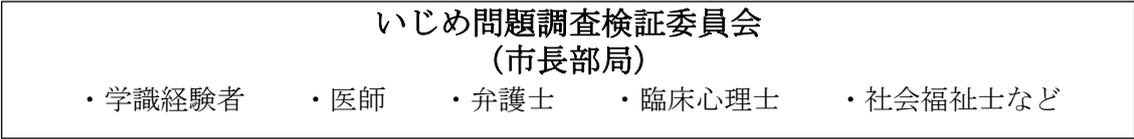
重大問題発生時の調査等の流れ

重大事態とは

- ① 児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態。
- ② 児童が30日以上の間、学校を欠席することを余儀なくされている事態。



いじめられた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実を適切に提供する。



いじめられた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実を適切に提供する。

《関係機関等の相談窓口》

- 子どもと親のサポートセンター ふれあい教育センター
ふれあい総合テレホン 083-987-1240
- やまぐち総合教育支援センター
24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
- 山口地方法務局
子どもの人権110番 0120-007-110
- 山口県警本部
ヤングテレホン・やまぐち 0120-49-5150